

子育て家庭を支援する手当や制度

お子さんのいる家庭に対して、安心して子育てができるように、各種手当の支給や医療費の助成制度などがありますので、お問い合わせのうえ手続きをしてください。

① 子育てを支援する手当

<p style="text-align: center;">児童手当</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 中学校修了までの児童を養育している方に支給されます。(施設入所等の児童については施設の設置者に支給されます。) <p>-----</p> <p>手当の月額</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 児童手当(所得制限限度額未満) <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">3歳未満</td> <td style="text-align: right;">15,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">3歳以上小学校修了前</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">(第1子・第2子)</td> <td style="text-align: right;">10,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">(第3子以降)</td> <td style="text-align: right;">15,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">小学校修了後中学校修了前</td> <td style="text-align: right;">10,000円</td> </tr> </table> ● 特例給付 (所得制限限度額以上、所得上限限度額未満) 中学校修了前(一律) 5,000円 ● 支給なし(所得上限限度額以上) <p>手当の支払日 ※</p> <p style="padding-left: 20px;">2月10日(10月・11月・12月・1月分) 6月10日(2月・3月・4月・5月分) 10月10日(6月・7月・8月・9月分)</p>	3歳未満	15,000円	3歳以上小学校修了前		(第1子・第2子)	10,000円	(第3子以降)	15,000円	小学校修了後中学校修了前	10,000円	<p>こども支援課こども支援係 TEL31-4540 (市役所防災庁舎2階12番窓口) 阿寒町行政センター保健福祉課 TEL66-2120 音別町福祉保健センター 保健福祉課 TEL(01547)9-5151</p> <p>※10月より所得制限を撤廃、支給期間について高校生年代まで延長、第3子以降3万円となる予定です。</p>
3歳未満	15,000円											
3歳以上小学校修了前												
(第1子・第2子)	10,000円											
(第3子以降)	15,000円											
小学校修了後中学校修了前	10,000円											
<p style="text-align: center;">児童扶養手当</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 父または母親がいない(父または母親が行方不明・重度障がい者等を含む)児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)を養育する父または母もしくは養育者に支給されます。 <p>-----</p> <p>手当の月額 / (全部支給の場合)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">児童1人</td> <td style="text-align: right;">45,500円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">2人目</td> <td style="text-align: right;">10,750円加算</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第3子以降1人につき</td> <td style="text-align: right;">6,450円加算</td> </tr> </table> <p>手当の支払日 ※</p> <p style="padding-left: 20px;">1月11日(11月・12月分) 3月11日(1月・2月分) 5月11日(3月・4月分) 7月11日(5月・6月分) 9月11日(7月・8月分) 11月11日(9月・10月分)</p>	児童1人	45,500円	2人目	10,750円加算	第3子以降1人につき	6,450円加算	<p>こども支援課こども支援係 TEL31-4540 (市役所防災庁舎2階12番窓口) 阿寒町行政センター保健福祉課 TEL66-2120 音別町福祉保健センター 保健福祉課 TEL(01547)9-5151</p> <p>※11月より第3子以降の支給額が第2子と同額になる予定です。</p>				
児童1人	45,500円											
2人目	10,750円加算											
第3子以降1人につき	6,450円加算											

<p style="text-align: center;">特別児童扶養手当</p>	<p>●心身に障がいがある20歳未満の児童を養育する父または母もしくは養育者に支給されます。</p> <hr/> <p>手当の月額／1級・55,350円 2級・36,860円</p> <p>手当の支払日 ※</p> <p>4月11日(12月・1月・2月・3月分) 8月11日(4月・5月・6月・7月分) 11月11日(8月・9月・10月・11月分)</p>	<p>こども支援課こども支援係 TEL31-4540 (市役所防災庁舎2階12番窓口) 阿寒町行政センター保健福祉課 TEL66-2120</p> <p>音別町福祉保健センター 保健福祉課 TEL(01547)9-5151</p> <p>※それぞれ所得制限がありますので、詳しくはお問い合わせください。</p>
<p style="text-align: center;">災害遺児手当</p>	<p>●交通・労働・海上災害で父または母もしくは養育者を亡くした(重度の障がいを負った)児童を養育している方に支給されます。(児童が義務教育を終了するまでの間支給されます。)</p> <hr/> <p>手当の月額／児童1人につき5,000円</p> <p>手当支払月</p> <p>9月(4月・5月・6月・7月・8月・9月) 3月(10月・11月・12月・1月・2月・3月)</p>	
<p style="text-align: center;">障害児福祉手当</p>	<p>●在宅で重度の障がいのある20歳未満の児童に支給されます。</p> <hr/> <p>手当の月額／15,690円</p> <p>手当の支払日 ※</p> <p>5月7日(2月・3月・4月分) 8月7日(5月・6月・7月分) 11月7日(8月・9月・10月分) 2月7日(11月・12月・1月分)</p>	<p>障がい福祉課障がい福祉担当 TEL23-5201 (市役所防災庁舎3階23番窓口) 阿寒町行政センター保健福祉課 音別町福祉保健センター 保健福祉課</p> <p>※所得制限があります。</p>

※手当のお振り込みについて

- 振り込みは午後になることがあります。
- 支払日が土曜・日曜・祝日の場合、直前の平日に振り込まれます。
- 振込通知は送付されませんので、通帳を記帳して口座の内容をご確認ください。



②子育てを支援する制度

(1)医療費の助成

<p>子ども医療費助成</p>	<p>(1) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子 (2) 中学生までは入院・通院ともに対象 中学校卒業後から18歳までは入院のみ対象</p>	<p>医療年金課医療給付係 TEL31-4526 (市役所防災庁舎2階11番窓口) 阿寒町・音別町行政センター 市民課市民サービス係 ※各制度とも健康保険等に加入していることが必要です。 ※ひとり親家庭等医療費助成制度・重度心身障がい者医療費助成制度は、所得制限があります。 ※助成内容等について、詳しくはお問い合わせください。</p>
<p>ひとり親家庭等医療費助成</p>	<p>(1) 18歳未満の子を扶養又は監護している母子・父子家庭の母・父及び子 (2) 18歳以上20歳未満の学生などを扶養している母子・父子家庭の母・父及び子 (3) 両親の死亡又は行方不明などにより他の家庭で扶養されている18歳未満の子 (4) 配偶者に重度の障がいがある母または父と子 (5) 母・父は入院のみ、子は入院及び通院が対象</p>	<p>障がい福祉課障がい福祉担当 TEL23-5201 (市役所防災庁舎3階23番窓口) 阿寒町行政センター保健福祉課 音別町福祉保健センター保健福祉課 ※世帯の所得税額により自己負担がありますので、詳しくはお問い合わせください。</p>
<p>重度心身障がい者医療費助成</p>	<p>(1) 身体障害者手帳の1・2級及び3級の一部(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害)の交付を受けている方。 (2) 児童相談所・知的障害者更生相談所から「重度」の判定を受けた方、又は「A」判定の療育手帳をお持ちの方。 (3) 精神障害者保健福祉手帳の1級の交付を受けている方 ※(1)(2)に該当する方は入院・通院ともに対象 (3)に該当する方は通院のみ対象</p>	<p>障がい福祉課障がい福祉担当 TEL23-5201 (市役所防災庁舎3階23番窓口) 阿寒町行政センター保健福祉課 音別町福祉保健センター保健福祉課 ※世帯の所得税額により自己負担がありますので、詳しくはお問い合わせください。</p>
<p>自立支援医療(育成医療)</p>	<p>18歳未満で身体に障がいを有する児童、または現存する疾患に対する治療が行われないとき将来において障がいを残すと認められる児童で、その障がいを除去・軽減する手術などの治療により確実に効果が期待できる方</p>	<p>障がい福祉課障がい福祉担当 TEL23-5201 (市役所防災庁舎3階23番窓口) 阿寒町行政センター保健福祉課 音別町福祉保健センター保健福祉課 ※世帯の所得税額により自己負担がありますので、詳しくはお問い合わせください。</p>
<p>養育医療給付(未熟児)</p>	<p>出生体重が2,000グラム以下、又は生活力が特に薄弱であつて、医師が入院医療が必要と認めた乳児が対象です(指定養育医療機関)。</p>	<p>医療年金課医療給付係 TEL31-4526 (市役所防災庁舎2階11番窓口)</p>
<p>先進不妊治療費等助成</p>	<p>不妊治療における経済的負担を軽減するため、医療保険適用された治療と併用して実施された先進医療(厚生労働大臣を定める不妊治療の技術)に要する費用と交通費の一部を助成します。なお、令和5年4月1日以降に開始した先進不妊治療が対象です。</p>	<p>健康推進課健康づくり係 TEL31-4524 (市役所防災庁舎4階) ※詳しくはお問い合わせください。</p>
<p>不育症治療費助成</p>	<p>北海道の実施する不育症治療費助成の決定を受けている方を対象に、ご夫婦の経済的な負担を軽減するため、治療費の一部を助成します。対象となるのは、不育症の因子を特定するための検査、検査結果に基づく治療となります。</p>	<p>健康推進課健康づくり係 TEL31-4524 (市役所防災庁舎4階) ※詳しくはお問い合わせください。</p>

(2)その他の制度

<p>入院助産</p>	<p>経済的理由により、出産費用を支払うことが困難な妊産婦に対し、指定された助産施設で出産した場合に入院出産費用を助成します。 ●対象となる方 ①市民税が非課税世帯(世帯全員)の方 ②世帯全部の市町村民税所得割の合算額が19,000円以下の方で、出産育児一時金が48万8千円未満の方 ※助産施設は、市立釧路総合病院及び釧路赤十字病院に設置されております。</p>	<p>こども支援課こども支援係 TEL31-4204 (市役所防災庁舎2階12番窓口) 阿寒町行政センター保健福祉課 音別町福祉保健センター保健福祉課 ※世帯状況により自己負担がありますので、詳しくはお問い合わせください。</p>
<p>難聴児補聴器購入費等助成事業</p>	<p>身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の難聴児に対し、補聴器購入費等の一部を助成します。</p>	<p>障がい福祉課障がい福祉担当 TEL31-4537 (市役所防災庁舎3階23番窓口) 阿寒町行政センター保健福祉課 音別町福祉保健センター保健福祉課 ※世帯の所得税額により自己負担がありますので、詳しくはお問い合わせください。</p>

<p>出産・子育て応援 給付金支給事業</p>	<p>妊娠届出や出産後の赤ちゃん訪問等、保健師や助産師との面談を実施した方に、出産・子育て応援給付金を支給します。</p> <p>●対象となる方</p> <p>①釧路市に妊娠届出を行った妊婦の方 ②釧路市に出生届出を行った産婦の方 またはお子さんを養育している方</p>	<p>健康推進課健康づくり係 TEL31-4524 (市役所防災庁舎4階)</p> <p>阿寒町行政センター保健福祉課 TEL66-2120</p> <p>音別町保健福祉センター保健福祉課 TEL(01547)9-5252</p>
<p>釧路市妊産婦 安心出産支援事業</p>	<p>自宅から出産する医療機関までの距離が遠い地域に居住する妊産婦に対して、健康診査や出産準備に係る交通費・宿泊費の一部を助成します。</p> <p>対象:阿寒地区または音別地区在住の方</p>	<p>阿寒町行政センター保健福祉課 TEL66-2120</p> <p>音別町福祉保健センター保健福祉課 TEL(01547)9-5252</p> <p>健康推進課健康づくり係 TEL31-4524 (市役所防災庁舎4階)</p>
<p>子育て短期支援事業 (ショートステイ/トワイ ライトステイ)</p>	<p>保護者が病気や出張、その他の理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合、児童養護施設や里親でお預かりする制度です。</p>	<p>こども支援課こども支援係 TEL31-4204 (市役所防災庁舎2階12番窓口)</p> <p>※利用料等についてお問い合わせください。</p>
<p>ひとり親家庭等 日常生活支援事業</p>	<p>ひとり親家庭における、親の一時的な傷病等により日常生活を営むのに支障がある世帯に対し家庭生活支援員を派遣し、在宅生活の支援を行います。</p>	<p>こども支援課こども支援係 TEL31-4204 (市役所防災庁舎2階12番窓口)</p> <p>※利用料等についてお問い合わせください。</p>
<p>育児支援 家庭訪問事業</p>	<p>●産後支援 出産後3か月以内の母親で、市内や近郊に親族がいない家庭にヘルプママを派遣し、育児・家事援助などを行います。</p> <p>●養育支援 育児や家庭生活に支援が必要な世帯に家庭生活支援員を派遣し、子育ての手伝いや相談、助言を行います。</p> <p>※「派遣時間」1日1回で2時間以内(午前9時～午後5時)</p>	<p>こども支援課こども支援係 TEL31-4204 (市役所防災庁舎2階12番窓口)</p> <p>※利用料等についてお問い合わせください。</p>
<p>乳児家庭 全戸訪問事業</p>	<p>助産師・保健師がご自宅にうかがい、退院したあとの赤ちゃんの体重をはかり、発育状況をみながら授乳についてのお話をしたり、予防接種や健診、子育てサービスなどの情報提供を行います。また、産後のお母さんの身体や心の悩みについても対応します。</p> <p>●対象となる方 釧路市に住民票がある4か月未満のお子さんがあるすべての家庭</p> <p>●訪問日 生後1か月前後～2か月の間に、担当より電話連絡し、調整させていただきます。</p>	<p>こども支援課こども支援係 TEL31-4204 (市役所防災庁舎2階12番窓口)</p> <p>健康推進課健康づくり係 TEL31-4525 (市役所防災庁舎4階)</p> <p>阿寒町行政センター保健福祉課 TEL66-2120</p> <p>音別町福祉保健センター保健福祉課 TEL(01547)9-5252</p>
<p>就学援助</p>	<p>経済的理由により、就学が困難と認められる小・中学生の保護者に対して、学用品費や給食費などを援助します。</p>	<p>教育委員会 教育支援課学校教育係 TEL23-5186 (フィッシャーマンズワーフMOO 4階)</p> <p>総務課阿寒教育係 TEL64-6194 (阿寒町公民館内)</p> <p>総務課音別教育係 TEL(01547)6-2034 (音別町ふれあい図書館内)</p> <p>(又は直接小・中学校へお問い合わせください) ※収入に制限がありますので、詳しくはお問い合わせください。</p>

子どもの健やかな成長を願ういろいろな事業

①母子保健事業

問い合わせ/健康推進課(市役所防災庁舎4階) TEL31-4525
阿寒町行政センター保健福祉課 TEL66-2120
音別町福祉保健センター保健福祉課 TEL(01547)9-5252



妊娠・出産・育児の時期は、親にとってもお子さんにとっても大切なときですが、それだけに悩みや不安も多いときです。安心して子どもを産み、ゆとりをもって子育てをし、家族みんなが健康で豊かな生活を送ることができるような事業を行っています。